

川崎市上下水道局規程第17号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋 之

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年川崎市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第4条第1項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の121」を「100分の119.75」に、「100分の215」を「100分の212.5」に改め、同項第2号中「100分の113.5」を「100分の112.25」に、「100分の121」を「100分の119.75」に改め、同項第3号中「100分の106」を「100分の104.75」に改め、同項第4号中「100分の100」を「100分の98.75」に改める。

第4条の5第1項第1号中「100分の55」を「100分の53.75」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、同項第3号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

第11条第2項中「100分の15」を「100分の17.5」に、「10

0分の10」を「100分の12.5」に、「100分の7.5」を「100分の10」に、「100分の6」を「100分の8.5」に改める。

第17条第3項中「市の掲示場に掲示する」を「川崎市公報に登載する」に、「掲示を始めた」を「登載した」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、同年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規程第17条第3項の規定は、前項ただし書に規定する施行の日以後にする文書の交付について適用し、同日前にした文書の交付については、なお従前の例による。